

奈良県告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定に基づき、田原本町から大和都市計画地区計画（十六面・西竹田地区第四地区）の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課において縦覧に供する。

令和五年四月十一日

奈良県知事 荒井正吾